

Title	明治三年・ 柏崎県旧桑名領農民一揆に関する裁判史料
Sub Title	Historical Documents of the Peasant Uprising in Kashiwazaki Prefecture 1870
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究：法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.1 (1986. 1) ,p.77- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860128-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治三年・柏崎県旧桑名領農民一揆に関する裁判史料

手塚 豊

解題

明治三年七月、柏崎県の旧桑名藩領二十八ヶ村において農民一揆が勃発した。同県寺泊町金山に農民約二千名が集合したところから、相当大規模の騒動であったと思われる。ところが、この事件については、これまで一般にはほとんどその存在すら知られていない。戦前の文献で、明治初年の全国の農民一揆に関する史料をかなり網羅的に収録している土屋喬雄、小野道雄編「明治初年農民騒擾録」の新潟県の部にも、この事件についての記事は全くない。

戦後の文献、例えば昭和三十三年出版の青木恵一郎「日本農民運動史」第二巻中の「明治初年から同六年までの農民騒動一

覧」の明治三年の項、あるいは昭和四十二年出版の青木虹二「明治農民騒擾の年次的研究」の明治三年七月の条、さらに昭和五十年出版の同氏「百姓一揆総合年表」の明治三年七月の項などにも、この騒擾事件に関する記事はない。

また、新潟地方で近刊の池政栄監修「越後と佐渡の一揆」所載の「越後・佐渡の騒動と一揆集成——近世期から明治初期」の明治三年の項にも、この事件は洩れている。

しかし、実は戦前の文献で、漠然とした形で、しかも間接的にこの事件にふれているものが、私の知る限りで一つだけあった。昭和五年出版の新潟県内務部編「越後佐渡農民騒動」の次の一節である。

明治二年三島郡出雲崎地方騒動

柏崎県史 政治部褒賞編

是月日三島都出雲崎出張所管下騒擾ノ際飯田権大属鎮静ニ
 尽力セシニ因リ賞金ヲ賜フ

飯田権大属⁽⁷⁾

註 是月といふは右記録の順序より推し、十二月と史料せらる。

これは、内閣文庫所蔵の「府県史料」中の「柏崎県史」からの引用であるが、その事件を「明治二年」のことと誤って記載しているため⁽⁸⁾、その「出雲崎出張所管下騒擾」と、明治三年の旧桑名藩領二十八ヶ村騒動とが結びつかないままに、現在に至ったのである。

この農民一揆が、新潟地方の郷土史においてはじめて採りあげられたのは、私の知る限りにおいて、昭和三十六年出版の青柳清作「寺泊の歴史」であった。同書は「寺泊町御用留帳」から、「廿七ヶ村騒動」と題して次のごとく二通の文書を引用している⁽⁹⁾。

明治三年七月柏崎県管内、三島郡旧桑名領廿七ヶ村、昨巳年御年貢米の金納値段は旧幕領より高値の赴きにて、村々より蜂起致し、当所上の地境字金山に凡式千人程、数日間寄り集り、十三四日頃は久田辺迄罷越し、出雲崎出張所御役所へ歎願致し、十七日猶又金山に立ち戻り、此度の歎願に、寺泊の者の一致なきを憤り、市中乱妨にも及ぶべき様子に付、此節当所に治河出役小林権少属並弥平治は、上の宿端、屯集の場へ罷り出で、説諭いたし漸く取り鎮め、十八日より十九日迄に残らず居村へ引取り候。

御取立ての米値段は金拾両に付参俵替に有之候

明治三年七月

寺泊町検断役 本間弥平治

寺泊町 検断

本間弥平治

其方儀平素心得方よろしく廉直を固守し役向き精勤、殊に当夏近傍村民動揺の砌り自村の取締り行届き候のみならず、よこしまの頑民をして鎮静に至らしめんと屢々懇諭を尽し候段、奇特の事に候。仍之金千疋下賜候事

明治三年十二月

柏崎県庁

これらは、事件終結後の関連文書であるが、これにより、明治三年七月中旬、旧桑名藩領内において約二千名を集めた農民一揆の内容の大略がはじめて明らかになったとみていい。また、青柳氏は、寺泊町に伝わる事件関係の古文書を解読し、それにコメントを附しておられる。次の通りである⁽¹⁰⁾。

私共村々、去巳御年貢金皆済御上納の儀、追々仰聞られ、御手厚き御利害の趣き難有奉承伏候。婦村の上、銘々村方小前末々迄篤と申論し候処は亦一同承伏仕候義にて尚私共何様にも尽力、御触金高の通り早速上納可仕候間此段御聞濟下置かれ度、且右上納方の儀に付村々小前のもの共、大勢先達て中より度々寺泊町地内字金山等へ寄集り、彼是難決申立、御苦勞筋奉差上候儀誠に以て心得違ひの段一同先

非後悔発明奉忍入、何れにも御慈悲の御沙汰奉願上呉候様一向相継り右へ畢竟頑愚の小前は迄村役人共説得方も行き届かざるより一時心得違ひ仕り右次第ニ至り候義にて此上御吟味奉請候ては何様御厳重仰付られ候哉、何共申上ぐべき様無御座、私共一同重々奉忍入候、向後急度心附け右体の儀無之様可仕候間、何卒出格の御寛典を以て此度の義、幾重にも御定免御慈悲の御沙汰成し下置かれ度此段奉忍一同連印以書附一偏に奉歎願候。右願いの通り御聞濟下置かれ候ハバ重々難有仕合に奉存候。

明治三年八月

三嶋郡村々

註 私は少年の頃、父より金山争動云々の事を聞かされたことがあったが、当時は別に關心もなく聞き流して忘れてしまった。今此書類を読むに至って、記憶が甦って来たが、今少し詳しく聞き覚えておけばよかったと思う。今に至って誰に聞えても、話して呉れる人はない。青柳

この文書も、事件直後の関連文書である。青柳氏のコメントで、同氏の少年時代すなわち明治三十年代の頃には、この事件を知る人も生存されており、それについての伝承も残っていたことがわかる。しかし、現在では、前に掲げた青柳氏紹介の若干の文書によって、明治三年に旧桑名藩領において相当規模の

農民一揆の発生したことだけはわかるが、詳しい事情は全く判明せず、それがため、主謀者の氏名もそれに対する処罰のことなど、皆目伝わっていないのが実状とみていい。⁽¹²⁾

先般、私は旧司法省保存文書の中に、この事件に関する若干の裁判史料が埋れていることに気がついた。ここに紹介する史料すなわち明治四年二月九日付で柏崎県から弁官宛の大和村百姓平次郎、久蔵に関する処刑伺（これは刑部省の擬律、量刑指令が附紙されている）と、それに添付された平次郎、久蔵の口書（三年十二月付）が、それである。

これらの文書により、事件の内容は相当詳しく判明する。明治維新後、旧桑名藩領においては、年貢が旧幕府領の額まで低くなるなどの風聞があったが、結局、それは噂に終った。騒動の直接の原因はそのことであった。

明治三年六月下旬、三島郡大和田村久蔵宅に、平次郎はじめ数人の有志が集まり、庄屋の話では年貢の件は従来通りとのこと故、引下げを願出するため、二十八ヶ村の者を、七月一日に夏戸村に集めることを話し合い、久蔵が村々へ回状を出した。その後、場所を寺泊町金山へ変更して集合したところ、庄屋達から村民の要望は彼等からその筋へ申出るから、一同は帰村するようにとの勧告をうけた。それがため、村民は解散した。

七月十日夕刻、県の出雲崎出張所へ出掛けた庄屋達が、抑留されたという情報が流れたため、平次郎、久蔵らは、十一日に金山に集まり、善後策を協議し、庄屋達の迷惑を考え、村民が直接

に訴出ることを決めたところ、庄屋達がまたあらわれ、いまいちど彼等から出雲崎出張所へ歎願し、それが採りあげられなければ柏崎県庁へ直接に願出る故、村民は動揺せぬ様にとの忠告を行った。平次郎らは了解した。ところが、同月十五日に至り、庄屋達から、年貢の件は従前通り変更されない由であるが、村民の難渋を救うためには、別の方法を考えるから、了解するようにとの報らせをうけた。ここに至って平次郎らは庄屋達への不信任を抱き、最早、庄屋達の力を借りず、自力で蹶起することを考え、集結した村民一同で井之鼻附近まで進出したところ、又々庄屋達から強訴を取り止めるよう勧告があり、さらに出張の役人からも善処する旨の一札を入れての申出があったため、一同はそれぞれの村へ引き揚げることになった。その途中で、このたびの一擧に、寺泊町の人々が参加しないのは不都合との声があがった。このことに異議を唱えた田頭村の七兵衛は、一同からつよい反撥をうけたため、陳謝のあかしとして金七十五両を提出した。それを資金にして、七月十八日、金山に大勢が集まって飲食、残金から五兩づつ平次郎と久蔵が受取った。

その後、七月二十五、六日頃、常次郎はこのたびの一件は、柏崎では決着しないから、東京まで越訴することを考え始めた。他方、役人は七月二十七日、年友村曾泉寺に、各村の惣代を集め、年貢の督促を行った。これに出席した久蔵は、参加者へ出京の件を提案したが、結局、意見はまとまらなかった。久蔵は出雲崎へ赴き、滞在中の平次郎にそのことを報告した。

七月末、平次郎、久蔵は、相次いで同地で逮捕され、入牢の身となったのである。

彼等兩名は柏崎へ送られ、県庁の裁判に附せられたものと思われる。兩名の口書の日附が三年十二月であるから、その頃に裁判が結審になったものと思われる。兩名以外にも、もちろん逮捕者があったと思われるが、委細はわからない。

翌四年二月、柏崎県は大政官の弁官宛に兩名の処刑伺を提出、兩名について「絞罪」を上申した。明治元年十一月十三日・太政官達で「死罪之儀へ聖奏裁候而可刑事」と通達されていたから、柏崎県は伺い出たのであろう。兩名以外の連累者については、死罪に当らない従犯者として、柏崎県において適当に処理したと思われるが、これまた残念ながら詳しい事情はわからない。

柏崎県から伺いを受理した太政官は、所轄の刑部省(明治二年七月八日、刑法官を改組)にそれを回付、刑部省は伺書に附け紙をして、兩名の量刑を指令した。量刑は「絞」ではなく「準流十年」であった。その日附は不明である。

この刑部省指令中にみられる次のような適用条文は、とくに注意を要する。

新律兇徒聚衆条例

凡多衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ抗スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ流三等

この「新律兇徒聚衆条例」というのは、当時の現行刑法であ

る新律綱領の改正案すなわち改定律例（明治六年七月）の草案である「新律条例」の「兇徒聚衆附例」のことである。そしてこの「新律条例」の編さん開始時期は「明治四年春」とされている。新律綱領には、衆を集め、強訴を強行しただけの農民一揆の主謀者に適用するにふさわしい条文が存在しない。それがため、当時まだ草案の段階にあった「新律条例」の次の条文を適用したのである。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

第七条 凡流刑地方未タ定ラサレハ姑ク流刑ヲ停メ五徒ノ外別ニ流法ヲ設ケ獄則ニ照シ懲役ニ服シ限滿テ原籍ニ還ス

流一等 準流五年
流二等 準流七年
流三等 準流十年

第六百六十五条 凡多衆ヲ聚メテ訟ヲ構ヘ官ニ強逼スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ流三等（以下略）

当時の刑事法は、まだ罪刑法定主義の原則を採用していないから、成文刑法典（新律綱領その他若干の単行刑事法令）には存在しない犯罪類型と刑罰を適宜に定めて犯罪の処理に当ることは可能であった。一種の「条理」に上る裁判である。したがって施行前の草案を準拠法にすることも、「条理」による裁判と考えるならば、それは決して違法ではない。

「新律条例」の編さん開始時期が「四年春」であることは、前に述べた。このことから推測して、刑部省の指令は「四年

春」から司法省設置の四年七月九日以前ということになる。

この「新律条例」という草案の存在を確認し、その内容を検討されたのは、藤田弘道君の研究が最初であった。藤田君は、この「新律条例」が「改定律例」という名称に変わって施行される（明治六年七月）以前から、実際には適用されていたことを指摘し、そのもっとも早い実例として明治五年十月二十四日、足柄裁判所伺に対する司法省指令の例を挙げておられる。ところが、この平次郎、久蔵に対する擬律に「新律条例」の内容に当る条項が用いられていることは、そうした実例を更に一年以上も前に遡らせることとなる。

刑部省の指令をうけた柏崎県が、いつ平次郎、久蔵両名に判決の言渡を行ったかについては、みるべき史料がない。

この拙い小稿が呼び水になり、新潟地方において、明治三年・柏崎県農民一揆（旧桑名藩領二十八ヶ村騒動、金山騒動）についての研究が進展することを期待したい。

(1) 土屋喬雄、小野道雄「明治初年農民騒擾録」（昭和六年）・二〇八頁以下。

(2) 青木恵一郎「日本農民運動史」第一巻・昭和三十三年・二四頁。
(3) 青木虹二「明治農民騒擾の年次的研究」・昭和四十二年・二五頁―二六頁。

(4) 青木虹二「百姓一揆総合年表」・昭和五十年・三三―三八頁。

(5) 池政栄監修「越後と佐渡の一揆——歴史的風土と庶民の情念——」・昭和六十年・五八―三頁。

(6) 新潟県内務部編「越後佐渡農民騒動」・昭和五年・四七―四頁。

- (7) 元静岡藩士飯田鉄平が、柏崎県の権大録に任命されたのは、明治三年三月十四日である(「柏崎県官員録」・「柏崎市史資料集」近現代篇2・昭和五十七年・二九二頁)。したがって明治二年十二月に、彼が柏崎県から表彰されることはない。
- (8) 「府県史料」の「柏崎県史」の編者が、明治三年の条に入れるべき文書を、誤って明治二年の条に入れたのである。
- (9) 青柳清作「寺泊の歴史」・昭和三十六年(昭和五十四年再刊)・四一八頁。青柳氏紹介の史料には「廿七ヶ村」とあるが、実際は「廿八ヶ村」が正しい(本稿八三頁参照)。
- (10) この文書は、寺泊町史編さん室所蔵のもので、私は同室の山崎竜教氏の御配慮でそのコピーを入手した。山崎氏の学恩を謝す。
- (11) 青柳氏は、新潟県下の小学校長を長く勤められた方で、昭和四十二年三月、七十九歳で逝去された由である(山崎竜教氏の御示教による)。
- (12) 青柳氏が昭和二十四年に出版された「寺泊郷土史」(昭和五十四年再刊)には、この事件に関する記事はない。
- (13) 明治三年七月十二日、三島郡円上寺村他廿七ヶ村、寺泊町の組頭、庄屋、年寄などから出雲崎出張所宛の減租の歎願書が残っている(「新潟県史」資料編13・明治維新編1・一〇三頁―一〇二四頁。これがそのときの歎願書であろう)。
- (14) 三島郡夏戸村の庄屋熊太郎が八月九日に逮捕され、近隣各村の庄屋連名でその釈放を求めた歎願書(明治三年十月)が残っている(前掲書・一〇二四頁―一〇二五頁)。このことから推測して、連累者の逮捕は、他にも相当数あったものと思われる。
- (15) 藤田弘道「足柄裁判所旧蔵『新律条例』―改定律例の草案と覚しき文書について」(一)二二五頁・慶大法学研究第四六巻第一号。

七一頁以下、第三号六四頁以下。

- (16) 藤田・前掲論文(一)・法学研究第四六巻第二号・七四頁。
- (17) この条数は、新律条例第一草案の条数である(藤田・前掲論文(一)・法学研究第四六巻第三号・七七頁―七八頁、八八頁)。第一草案は、明治五年八月奏進のものである(藤田弘道「公文録」所載『新律条例』考―改定律例の再校草案と覚しき文書について)・手塚豊編「近代日本史の新研究」I・昭和五十六年・一六八頁。明治五年十月十三日進呈の再校草案では、第一草案の第七条はそのままであるが、第一六五条は第一六四条になっている。内容に変化はない(藤田・前掲論文・前掲近代日本史の新研究・一六八頁、二三二頁、一四八頁)。
- (18) 刑部省指令の出された時期は、新律条例の編さん開始直後のことである。とすると、その頃はまだこの草案に条数は附せられず、単に内容が編別に羅列されていただけかも知れない。新律綱領と同様の形式である。しかし、刑部省指令が準拠した新律条例の条項が、第一草案の第一六五条の内容に一致していることは、まぎれもない事実である。想像を逞しくすれば、平次郎、久蔵に対する擬律量刑についての伺をうけた刑部省は、急拠、第一草案第一六五条の内容に該当する条項を立案、決定し、それを編さん中の新律条例の中に編み入れると共に柏崎県に対する指令の準拠にしたのかも知れない。
- (19) 藤田・前掲足柄裁判所旧蔵『新律条例』(一)・法学研究第四六巻第三号・六八頁。

* * * * *

柏崎県より太政官弁官への伺と、それに附された平次郎、久蔵の口書および刑部省の指令(法務図書館蔵

「諸県口書」明治四年四・第四三号

記

- 一 越後国三嶋郡大和田村平次郎久藏口書写共式冊
- 一 同伺書写共式冊

右差出申候 以上

辛未二月九日

弁官 御中

柏崎 県

未二月十九日

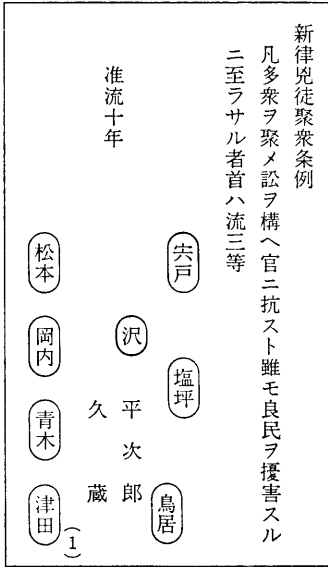
越後国三嶋郡大和田村平次郎久藏御仕置伺書

附書(手塚註)

新律兇徒聚衆条例

凡多衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ抗スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ流三等

准流十年



越後国三嶋郡大和田村平次郎久藏吟味仕候処左之通

越後国三嶋郡大和田村百姓

准流十年⁽²⁾

庚午七月廿九日入牢

平次郎

当未五拾三歳

同⁽³⁾

庚午七月晦日入牢

久藏

当未四拾五歳

右之者共一昨冬已来租税旧慣之御旨意疾ク弁へ居ナカラ去々石代直段旧幕旧桑殊別有之ハ不公平ト唱へ兩人談合之上当七月中三嶋郡旧桑名領廿八ヶ村無智之頑民ヲ煽動シ同郡寺泊町之内字金山江会合兩人主張トナリ右強願之事件ヲ談論シ飽迄モ強訴ニ及ハント県庁之諭令ヲモ不顧屯集之者ヲ促シ畢ニ出雲崎近傍迄押寄スル之処尚反復之説諭ニ随ヒ追々退去之途中ニ於テ再ヒ異論ヲ主張シ適抑留之者有レハ脅スニ暴威ヲ以テ金錢酒食ヲ食ル等終始徒党之張本トナリ庶民ヲシテ惑乱セシムル条不屈之至ニ付兩人共絞罪可申付哉

右之通御座候問御仕置之儀別帳口書二冊相副此段奉伺候 以上

明治四辛未年二月

柏崎 県

口書

越後国三嶋郡大和田村百姓

平次郎

午五十二歳

私儀御召捕相成当七月三中嶋郡旧桑名領廿八ヶ村之者共ヲ煽動シ同郡寺泊町之内字金山江会合之始末敲重御吟味ニ付有体奉申上候

此段私儀当六月下旬村方風説ニ去已御年貢石代旧幕府領同相庭ヲ以御取立之由伝承仕扱ハ御維新之御仁恤ト存込ミ罷在候中日ハ不覚村内之者私宅江来リ申述候ニハ少々談之儀有之候間村方久藏宅江參リ候様申聞候付即刻罷越候処小前之者八九人罷在其席ニテ相咄シ候ハ頃日隣村之風聞承リ候ニ御年貢ハ矢張旧貫通御取立相成候趣庄屋共ヨリ慥ニ申聞候由元来旧幕旧桑石代甲乙有之儀疾ク承知仕居候得共実以去已兇荒必至難決之折柄ニ付旧幕同相庭以テ御取立之儀歎願致シ度就テ旧桑廿八ヶ村之者来ル朔日夏戸村地内江会合集議可仕ト席上一同論決之儘ヲ久藏回文ニ相認メ隣村江差立順々廻達可及旨猶口上ヲ以テ申遣シ置キ其後又候隣村自村之者共可否評論之上金山江場所替ト相決シ其旨最寄り村々江申通シ期日金山江立越候処追々廿八ヶ村之者打寄り右之旨趣ヲ以テ及談判候処庄屋共出張ニテ申聞候ハ一同之願意ハ我等引取テ願遣候間可引退様説論ニ付任其意一同金山ヲ退キ御採用之有無如何ト相待居候処同十日黄昏ニ至リ右願方ニ付庄屋共出雲崎御庁江被指止候旨伝聞仕打驚右久藏ト申合シ再ヒ金山集合ヲ催シ前ノ如ク年友村ヨリ隣邑順達ヲ頼ミ遣シ翌十一日金山江再出シ私久藏並他村惣代重立候者ト専ラ評議仕候其旨趣ハ当日庄屋共ヲ以テ願立候石代相庭歎願之始末不条理トテ御聞上無之而已

ナラス庄屋迄モ御譴責ヲ蒙リ御役所ニ差止メラレ独リ庄屋共之迷惑而已ナラス我々村々一同之難決故此上ハ御差止之面々願下ケ旁一同直訴可仕旨頻々相唱候処江庄屋出張説論ニ一同之願ハ役人共之上ニテ精誠担当今一度出雲崎御庁ハ願出シ若シ御採用無之於テハ御本県迄モ願立可申候間決テ動搖不致様再三之利解ニ付一旦其意ニ任セ踏止リ居候処十五日早天ニ至リ役人共立越申聞候者偕テ歎願之趣御本県迄モ歎願仕候処当節租税之儀ハ万事旧慣通り御所置被遊候打柄右様不条理之願ハ断然御聞届無之速ニ可遂上納様一層之御敵達ニ付何共致シ方無之此上ハ別ニ方法ヲ立役人共之上ニテ一同難決無之様願遣シ候間兎モ角モ退キ候様申聞各引取候得共私心中ニハ庄屋共ヲ疑ヒ是迄之弁舌ハ皆偽ト存込ミ最早此上人手ヲ借ルハ無益且迂遠ト心得同日集合之大勢ヲ促シ同夜井之鼻近辺迄相進候処又夕庄屋共一同上命ヲ蒙リ多人數江對シ懇切ニ申聞候ハ頃日ヨリ再往及説諭候通り今般之一条何程多人數之力ヲ以テ相願候共御聞届無之ハ勿論此上強願ニ及候節ハ不被為得止断然之御所置被為在候間篤ト前後ヲ顧ミ何分ニモ速ニ引取御年貢皆済可致旨敲重ノ御沙汰ニ付一同帰邑可致然ル上ハ役人共ニ於テ村々之困窮幾度モ歎達可致旨申聞候得共兎ニ角不堪疑惑依テ種々差拒ミ飽迄モ御役所江直願可致旨私久藏等別テ強勢ニ申張候処役人共ニ於テハ左程狐疑モ有之義ナラハ偽リ無之証トシテ一札相渡シ猶誰ニテモ小前之内ヨリ為惣代附副可罷越旨申聞候ニ付漸ク承知仕一同帰村之途中ニ於テ又一議発

リ今般再会之節寺泊町ニ於テハ一人モ罷出旧桑二十八ヶ村之内連続シナカラ如何次第ニ付是ヨリ一同直ニ押掛ケ可申旨久藏私等遮テ申候処田頭村七兵衛ト申者此語ヲ支ヘ不可然旨申聞候処同盟中ニ異心ヲ挟ムハ如何ノ事ニ付右七兵衛ヲ相手ト成シ直ニ居宅江押寄セ可申抔ト罵リ候処七兵衛甚狼狽致シ四五人之者ヲ以テ過言之条ヲ陳謝シ就テハ和熟之驗ニ酒肴金ト号シ七拾五兩ヲ指出シ右金ノ内ヲ以テ同十八日金山ニ於テ酒ト菓等ヲ買大勢飲食シ殘金之内五兩ヲ酒代トシテ私出雲崎滞留之ケ所江贈届ケ候付貰受ケ申候然ル処同廿五六日頃同所ニ於テ私心付今度之大願迎テモ出雲崎御庁ニテハ御採用無之詰ル処ハ東京越訴仕候ハ、可然ト発言仕候得共何レモ不可然旨申聞居候折柄御役所ヨリ出掛ケ惣代共へ被仰付候ハ二十八ヶ村之中央ヲ扱ミ御年貢早々皆済方説諭可致ニ付年友村曾泉寺ニ相極メ廿七日同寺江惣代共罷越候節ハ私儀ハ出雲崎ニ罷在久藏ハ惣代共へ附添罷越東京行ヲ再議仕候得共談論纏リ不申由久藏罷帰リ告知ラセ申候同廿八日同所滞留中御捕擷ニ相成申候

毛頭無之全ク一時之心得違ヨリ前後モ不顧右之始末ト相成今更先非後悔仕何共奉恐入候
右相違不申上候
右
平次郎
庚午十二月
柏崎県 御役所
口 書
越後国三島郡大和田村百姓
久 藏
午四拾四歳
私儀御召捕ニ相成当七月中三島郡旧桑名領廿八ヶ村之者ヲ煽動シ同郡寺泊町之内字金山江集リ候始末敲重御吟味ニ付有体左ニ奉申上候
此段私儀当六月下旬村方風説ニテ去巳御年貢石代旧幕府領同相庭ヲ以テ御取立ノ由承リ扱ハ御一新ノ御仁恤ト存込雀躍罷在候中同廿七八日頃ニ至リ村方之者隣村ノ者ヨリ風聞承リ候ニ御年貢ハ矢張旧慣通御取立相成候趣庄屋共髓ニ申聞候由就テハ共々難渋ノ至リニ付寄々評議仕候テハ如何哉ト小前ノ者八九人追々私宅へ寄集リ右伝聞ノ儘一同評議仕り素ヨリ旧幕旧桑石代甲乙有之義ハ疾ク承知仕居候得共実以去巳凶荒必至難渋ノ折柄ニ付旧幕領同相庭ヲ以テ御取立之儀難願致シ度就テハ旧桑二十八ヶ村之者来リ朔日夏戸村地内ハ会合衆議可然

ト席上一同論決之儘ヲ私廻文ニ載セ隣村へ差立順々廻達可及旨猶口上ヲ以テ申遣シ置其後又候隣村自村之者共可否評論ノ上金山へ場所替ト相決シ其旨最寄村々へ申通シ期日金山へ立越候処追々廿八ヶ村ノ者打寄談合中庄屋共罷越シ申聞候者一同歎願之趣ハ我々引受ケ飽迄願遣シ候間可引取様説諭ニ付一先任其意一同引取り其後御採用之程如何ト屈指相待居候処同十日庄屋共右歎願一条ニ付^ニ出雲崎御庁^ニ於テ御指止メ相成候旨即日承知仕候ニ付其趣速ニ年友村江申送り明十一日金山再會衆議可致ニ付此旨隣村江順達致シ吳候様申遣シ期日金山江到着仕村方平治郎^(平治)其他村々惣代重立之者等専ラ談合仕候趣意ハ先般庄屋共ヲ以テ相願置候石代相庭歎願之一条不条理トテ御取揚無之而已ナラス役人共御譴責ヲ蒙リ出雲崎ニ於テ御差止メニ相成彼等難渋無申又村々一同ニ於テモ難渋之至ニ付此上ハ御差留之者共願下ケ旁一同直訴可致旨頻リニ相唱へ居候所へ庄屋共立越シ説解ニ一同歎願之趣ハ役人共之上ニテ精誠担当今一度出雲崎御役所江相願ヒ是非共御取揚無之候へ、御本県迄モ願ヒ可遣間決テ動搖不致様反復申聞候ニ付一旦其意ニ任セ踏止リ居候処十五日早天ニ至リ庄屋共罷越シ申聞候ハ^ハ歎願之趣既ニ御本県迄モ歎達仕候処当節租税之儀ハ万事旧慣通り御処置被遊候折柄右様不条理之願ハ断然御聞届ケ無之速ニ可遂上納様一層之御蔽達ニ付何共致シ方無之此上ハ別ニ方法ヲ立役人共之上ニテ一同難渋不相成様願遣ハシ候間兎モ角モ退候様申聞引取ラレ候得共私衷ハ庄屋共之心ニ疑ヒ

是迄種々弁解ハ皆偽リト存込ミ最早此上人手ヲ経候ハ無益且迂遠ト心得同日集合之大勢ヲ促シ誘ヒ同夜井ノ鼻近辺迄相連候処又々庄屋共上命ヲ受ケ一同立越懇切ニ申聞候ハ頃日ヨリ反説^{反説}得候通り今般之一条何程多人教之方ヲ以テ相願候共御聞届無之ハ勿論此上強願ニ及ヒ候節ハ不被為得止断然之御所置被為在候間^{被為在候間}前後ヲ願ミ何分ニモ早々引取り御年貢皆済可致旨蔽重之御沙汰ニ付一同帰邑可致然ルハ役人ニ於テ村々難義之筋幾重ニモ引取り歎訴可致旨申聞候得共兎角不堪疑惑依テ種々差拒ミ飽迄モ御役所江直願可致旨私平次郎等別テ強勢主張致候処役人共ニ於テ左程ニ狐疑不露候ハ、誰ニテモ小前之中ヨリ惣代トシテ附副罷越可申猶役人共偽リ無之条則一札相渡シ速ニ引退候様且ハ論シ且ハ頼候ニ付漸ク承知夫ヨリ一同帰村之途中ニ於テ又々一議起リ今般再會之節寺泊町ニ於テハ一人モ罷出旧桑廿八ヶ村之内ニ連リ居ナカラ如何之次第ニ付是ヨリ一同直ニ同町江押掛ケ可申旨私平次郎等遮而申候処田頭村七兵衛ト申者此語ヲ支へ不可然旨申聞候ニ付同盟中ニ異心ヲ抱クハ如何ノ事ニ付七兵衛ヲ相手トナシ直ニ居宅江押寄セ可申杯嘗リ候処七兵衛大ニ狼狽シ四五人之者ヲ以テ過言之条陳謝シ就テハ和熟之驗酒肴金トシテ七拾五兩指出シ右金子之内ヲ十八日金山ニテ酒菓等ヲ出シ猶余リ金之内五兩酒代トシテ私出雲崎滞留之ヶ所江送り越候故實ヒ受申候然処同廿六七日頃同所ニ於テ平次郎私心付今度之大願迎モ出雲崎御庁ニテハ御採用無之話ル処東京越訴仕候ハ々可然平次郎兎

言仕候得共何レモ不_レ可然旨申聞居候折柄御役所ヨリ出掛リ惣代共江被仰付候ハ二十八ヶ村之中央之場所ニテ御年貢早々皆濟方説諭可致旨ニ付年友村曾泉寺ト相極メ同廿七日同寺江右惣代共罷越候節私義モ附副出会之上東京行之義發言仕候得共論談纏リ不_レ申夫ヨリ出雲崎江引取滞留申中七月晦日御召捕ニ相成申候

右之涌申上候処被仰聞候ハ租税旧慣之義昨年御布令モ有之原来旧幕旧桑石代殊別之義ハ弁江居ナカラ徒党之張本トナリ度々之懇論ヲモ不用不条理之義及強願候而已ナラス適反正之者アレハ暴威ヲ以テ脅シ金銀酒食ヲ貪ル等之始末不届之至リ尚此外ニモ悪謀可有之不包可申上旨敵重御吟味候得共右申上候外徒党ケ間敷義ハ固ヨリ余ニ悪事等致シ候覚毛頭無之全ク一時之心得違ヨリ前後モ不_レ顯右之始末ト相成今更先非後悔仕何共奉恐入候

右相違不_レ申上候

右
久 蔵

庚午十二月
柏崎県 御役所

(1) 捺印はすべて刑部省官員である。宍戸磯は少輔、沢簡徳は大丞、松本暢は大判事、岡内重俊は中判事、青木信實は大丞、津田真道は中判事、塩坪恭信は少丞、鳥居重雄も少丞である(明治四年六月「官員録」・八十二枚表裏、八十五枚表)。当時の刑部省には卿も大輔も在職者がなく、少輔の宍戸が最高責任者であった。刑部省幹部のほとんど全員が、この指令に関与したのである。

(2) (3) 刑部省による書入れである。

後記 本稿起草に際し、山田忠雄氏(慶應志木高教諭)本間恂一氏(新潟県史編さん室)、山崎竜教氏(寺泊町教育委員会)、中山勝君(国学院大学大学院特別研究生)から格別の御支援をうけた。ここに記してその学恩に謝す。

(昭和五十九年八月三十一日稿)